

松山市第3期障害者計画（概要版）

1 計画策定の趣旨

松山市では、平成24(2012)年度以降、松山市第2期障害者計画及び松山市第3期障害福祉計画を策定し、障がい者施策を推進してまいりました。

この間、障がいのある方を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えました。

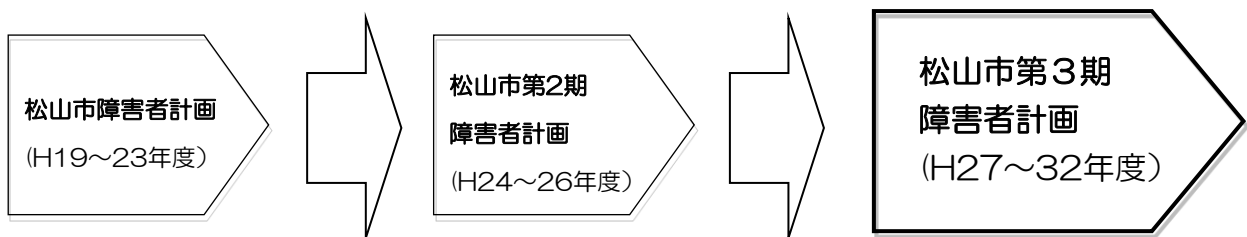
平成24(2012)年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、平成25(2013)年には、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

また、平成24(2012)年には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、平成25(2013)年には、「障害者就労施設等の受注の機会を確保し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。

今回の「松山市第3期障害者計画」は、これらの動向を踏まえ、『自分らしく いきいきと 笑顔で暮らせるまち まつやま』を基本理念とし、すべての障がいや生活のしづらさのある人やそのご家族が様々な場面で、自ら選択し、自ら決定したことが尊重される地域社会の実現を目指し、策定いたしました。

2 計画の期間

・第3期計画の計画期間 … 平成27年度～平成32年度の6年間です。



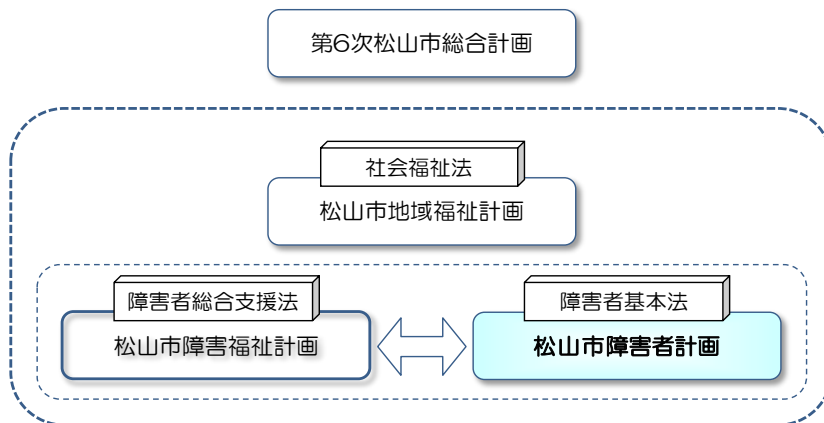
3 計画の対象

この計画での「障がい者」とは、障害者基本法に基づく障がい者を基本としています。

4 計画の策定

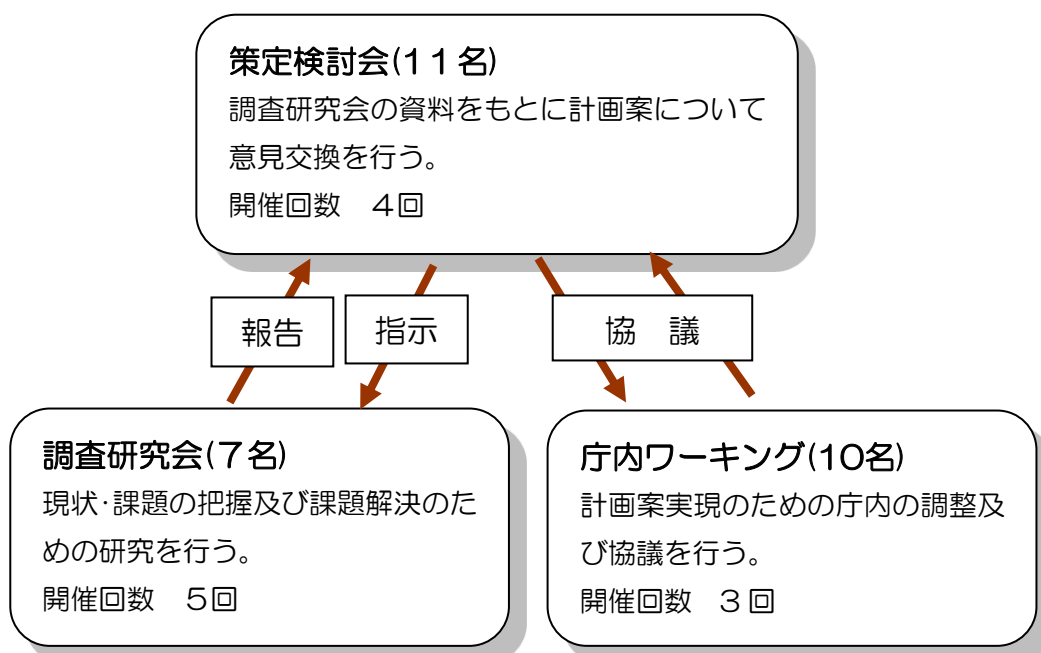
(1) 松山市での障害者計画の位置づけ

- ・本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、本市の障がい者施策の基本方針を示しております。
- ・「第6次松山市総合計画」「松山市地域福祉計画」の個別計画としての位置づけです。
- ・障害者総合支援法に基づく「松山市障害福祉計画」と相互に関連しており、松山市が実施する障がい福祉施策の基本理念及び基本方針を示すものです。



(2) 計画の策定体制

本市では、学識経験者、福祉・医療関係者、障がい当事者など11名で構成する障害者計画等策定検討会を開催し、計画案について意見交換を行いました。また、相談支援専門員等7名で構成する調査研究会を開催して現状・課題の把握及び課題解決のための研究を行いました。



5 本計画の中核を成す考え方

本計画の中核を成す考え方は、第3章の「基本理念及び基本方針」についてです。

基本理念は「自分らしく いきいきと 笑顔で暮らせるまち まつやま」です。

基本方針は大きく3つにまとめ、各基本方針の主要課題・推進項目を設け、それぞれの課題について推進していく内容を記載しています。

基本方針・主要課題・推進項目については以下のとおりです。

基本方針1	主要課題	推進項目
共に支え合う やさしい まちづくり	心のバリアフリーの 推進	福祉教育の推進 地域住民等への啓発活動 交流の場の確保
	ユニバーサル デザインの促進	情報のユニバーサルデザイン化 公共施設等のバリアフリーの整備
	権利擁護の推進	差別解消と合理的配慮の推進 虐待の防止 成年後見制度の推進
	防災・防犯対策の 推進	地域コミュニティの形成 防災・防犯対策の周知と啓発

基本方針2	主要課題	推進項目
自分らしい 暮らしづくり	相談支援体制の 充実	総合相談の充実 地域相談支援センターの周知と体制の充実 相談支援事業所の質と量の確保
	福祉サービスの 充実	通所系サービス 訪問系サービス 地域生活支援事業 地域移行・定着支援 サービスの質の向上 サービスの開拓 手帳サービスの充実 その他の福祉サービス等との連携

	保健・医療 サービスの充実	早期の気づきと早期支援 リハビリ医療 難病対策 疾病等予防 救急医療体制整備 在宅医療等 精神科医療
	住まいの場の 確保と整備	グループホームの整備 公営住宅、賃貸住宅への入居サポート 入所施設の充実

基本方針3	主要課題	推進項目
安心して暮らせる いきいきとした 生活づくり	療育の充実	通所支援の量と質の確保 地域療育の推進
	共生教育の充実	就学前教育 特別支援教育 キャリア教育 生涯教育
	雇用の充実と 経済的自立の支援	就労相談窓口の整備 職場定着支援 企業等への啓発 職業訓練の機会確保 福祉的就労の工賃向上へ向けての取組み 就労支援機関の連携強化 経済的自立の支援
	社会参加の促進	当事者活動支援 地域行事への参加 文化的活動（スポーツ、芸術等）支援

6 本計画における松山市第4期障害福祉計画目標達成の為の重点施策

目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

①障がい者グループホームの建設費等補助事業の継続

社会福祉法人がグループホームの建設を行なう場合に、安全で良好な環境のグループホームの整備により障がい者の地域生活移行が一層推進することを目的として、整備資金の一部補助を行なう松山市社会福祉施設建設費等補助金制度を継続します。

②相談支援提供体制の整備と各種住宅への入居サポートの充実

平成21年度から実施している居住サポート事業の更なる活用による地域相談支援と連動した入居支援並びに地域生活定着支援の充実を図ります。

目標2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

①精神障害者地域移行・地域定着支援事業の継続

平成20年度から実施している事業を継続し、精神科病院や地域相談支援事業所等と連携を図り、入院中の精神障がい者の地域生活への移行の促進と安定した地域生活の継続を目指します。また、平成24年度から実施しているピアサポート体制のさらなる充実を図ります。

②精神障がい者地域生活チャレンジ事業の充実継続

平成26年度から実施している事業を継続し、グループホーム等を活用した外泊体験や日中活動等体験等を行い、精神障がい者の地域生活への移行と安定した地域生活の継続について、さらなる推進を図ります。

③地域生活移行動機づけ支援プロジェクトの体制整備

ピアサポーター等と連携を図り、入院中の精神障がい者及び精神科病院職員等に対し、地域生活への興味・関心をもってもらい、地域生活への移行に向けての取り組みに対する体制の整備を図ります。また、地域生活移行者等交流のためのサロン事業について検討します。

④相談支援提供体制の整備と各種住宅への入居サポートの充実（再掲）

（省略）

⑤障がい者グループホームの建設費等補助事業の継続（再掲）

社会福祉法人等が、入院中の精神障がい者の地域生活への移行推進のための退院後の住居の確保を目的として、グループホームの建設整備改修をする場合に、整備資金の一部補助を行う松山市社会福祉施設建設費等補助金制度の活用を継続します。

目標3 福祉施設利用者の一般就労への移行等

①就労機会の拡大と職場定着支援

就労に関する各種相談支援機関の連携強化を目指すとともに、行政、一般企業からの求人増加を図る為、障がい等への理解を深めてもらう研修等の開催や周知啓発に努めます。また、就職後の職場定着を推進するため、ジョブコーチ制度のさらなる活用や、各種サポートについて、就労している障がい者及び雇用者に対する情報提供の充実、一般就労後、事業所からの支援が途切れてしまう人たちに対する支援の仕組みについて検討する等、続けて働きやすい環境づくり、フォローアップ体制の仕組みづくりについて、更に障がい者総合支援協議会で検討していきます。